

当面の再発防止策

この「当面の再発防止策」は、「E20 中央道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事施工不良に関する調査委員会」（以下「外部委員会」という。）から報告を受けた中間とりまとめにおいて指摘された各種課題と当面の再発防止のあり方を踏まえ、それに対応する効果的な具体策を定めたものである。

中間とりまとめに記載のとおり、調査・検証は引き続き行われるので、新たな事実・検証結果に基づく実効性のある再発防止策について、今後も追加、改善を加えていく。

1. 工事の施工に関する管理及び検査状況等に関する対応策

○中間とりまとめにおける当面の再発防止策のあり方

契約後に対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業であることが判明した又はそのおそれがある場合には、NEXCO中日本の施工管理体制の強化、さらには工事一時中止や契約解除等を含め、工事施工時点における有効な措置を検討すること。

○中間とりまとめにおける現時点で考え得る課題と当社の対応策

<施工管理体制の強化>

受注者は、NEXCO中日本の工事を初めて受注し、かつ、低入札であったこと、上記4.(1)に記載の事実から受注者の施工管理が十分でなかったことがうかがえる。そうした状況であれば、発注者としての管理体制（立会検査等）を強化すべきであった。

- ① 週間工程表の提出を義務化することにより、受注者の現場管理及び工程把握を促し、当社における検査漏れのリスクを回避する。
- ② 自主検査を極力回避し、原則立会検査を実施する。複数現場が同時に施工されるなど工程が輻輳する場合には、遠隔臨場の活用等も検討する。
- ③ 集中工事や昼夜連続工事など特殊な施工条件により立会検査の体制が不足する場合は、補助監督員の追加等支社からの支援を含めて組織的な監督・検査体制を構築し、受注者の自主検査を極力回避し、原則立会検査を実施する。

<工事施工時点における有効な措置>

立会検査等の手続を経ずに施工されていたにもかかわらず、工事がそのまま進められていた。NEXCO中日本は工事を一時中止させるなどの対応を取るべきであった。また、改善措置計画の内容が守られなかった時点で、契約解除の判断をすべきであった。

- ① 週間工程表の提出が滞るなど受注者の工程把握が不十分と判断される場合において、工事の一時中止などの措置を実施する。
- ② 受注者の現場管理、工程把握、提出書類等に著しい不備があるなど明らかな契約違反行為が認められる場合においては、契約解除を含む厳格な手続きが取れるよう判断基準の明確化を図る。

2. 契約の適正性に関する対応策

○中間とりまとめにおける当面の再発防止策のあり方

対象工事の規模や必要とされる技術力からみて対象工事を適正に施工することができる能力を有する者を選定するため、発注規模、技術的難易度等に応じたランク制の導入など、入札・契約時点における有効な措置を検討すること。

○中間とりまとめにおける現時点で考え得る課題と当社の対応策

<入札時点における有効な措置>

入札不調が頻発している状況であったとはいえ、競争参加要件を緩和するなどして、発注手続を行っていた。対象工事を適正に施工することができる能力を有する者を選定するために設けられた競争参加要件を緩和することは慎重に行うべきであり、可能な限り工事規模の見直しや工程の見直しなどを検討すべきであった。

- ① 土木補修工事^{注1}に等級区分^{注2}を設定し、発注規模、技術的難易度等に応じた適切な発注を実施する。
- ② 地域要件^{注3}の設定に関する基準を明確化し、統一的な運用を行うこととする。
- ③ 発注規模・技術的難易度を適切に反映した競争参加資格要件となるように、企業に求める同種・類似工事の施工実績について、発注工事の内容に応じた設定例を適宜定め、適切な運用を徹底する。
- ④ 入札不調時の再発注においては、単に競争参加資格要件を緩和することは行わず、可能な限り発注単位、工程の見直し等を行う。

<契約時点における有効な措置>

低入札価格調査に関しては、NEXCO中日本の内規で定められたとおりの調査が行われていたが、初めてNEXCO中日本の工事を受注する企業に対する調査であったことに鑑みると、初めての受注、その他入札価格に何らかの疑義がある場合は、内規の内容に、当該企業の経営事項審査^{※7}の状況や計画された施工体制の信ぴょう性等について検討することの基準を加えて、注意深く確認すべきであった。

※7 建設業法に規定する審査で公共工事の入札に参加する建設業者の企業規模・経営状況などの客観事項を数値化したもの

- ① 当該企業の経営事項審査の結果を活用し、完成工事高、技術職員数等から発注対象工事を適切に履行する能力の有無について確認する。
- ② 技術者配置を含めた受注者の施工体制については、複数現場で同時に施工する必要がある工事については、各現場に配置する技術者の氏名、保有資格、経歴、現在の工事従事状況等を確認する。
- ③ 下請を含む施工体制計画の確認については、それぞれの下請企業との契約書又は契約書に準ずる書類を提出させ、工事施工体制が確保されることを確認する。

以 上

注1 土木補修工事

工事種別	主な工事内容
土木補修工事	道路の土木構造物のうち、土構造物（のり面保護を含む。）、トンネル、コンクリート構造物（PC橋上部工に係るものを除く。）の維持修繕、改良、災害復旧、特定更新等工事に係る工事（他の工事種別に属する工事は除く。）

注2 等級区分

（等級区分のある工事 H31・32 資格登録）

等級	A〔総合点数〕	B〔総合点数〕	C〔総合点数〕
土木工事	1,850点以上	1,849点以下 1,600点以上	1,599点以下
舗装工事	1,300点以上	1,299点以下	—
PC 上部工工事	1,450点以上	1,449点以下	—
鋼橋上部工工事	1,350点以上	1,349点以下	—
建築工事	1,600点以上	1,599点以下	—
電気工事	1,400点以上	1,399点以下	—
造園工事	950点以上	949点以下	—

総合点数は、経営事項評価点数（会社の経営規模等の評価）と技術評価点数（同種工事の実績評価）を加算したもの

等級区分と発注規模等の土木工事での適用例

入札方式	発注規模等		発注対象となる一般競争参加資格若しくは指名競争参加資格の等級又は共同企業体の組合せ	
一般競争又は 指名競争	15 億円以上 WTO 基準額未満	特殊な場合		A・A
				A
		一般の場合	混合	A・A A・B A
			単体	A
	11 億円以上 15 億円未満	混合		A・B B・B A・C A
		単体		A
	5.5 億円以上 11 億円未満	混合		B・C B

注3 地域要件

本店・支店・営業所等の所在地を入札参加の要件の一つとすること